

育成選手選考規程

特定非営利活動法人
日本障害者スポーツ射撃連盟
選手強化部会

1. 目的

本規程は、特定非営利活動法人日本障害者スポーツ射撃連盟(以下、当連盟)が、次世代を担う選手を育成し、将来パラリンピック競技大会、世界選手権大会、ワールドカップ等で、日本代表選手として最高の競技力を発揮できるようにすることを目的とする。競技力向上を目的とするのみならず、日本代表選手としての心構え、パラスポーツならびに射撃スポーツの価値、競技規則やクラス分け、アンチ・ドーピング、メンタルマネージメント、コンディショニング、スポーツ栄養およびインテグリティ・コンプライアンス等について学び、将来の日本代表選手としての全人的な成長を目指すものとする。

2. 指定期間

育成選手指定期間は、原則として決定日より4年を超えないものとする。ただし、選手強化部会が特に認めた場合についてはこの限りではない。

3. 対象者

育成選手対象者は、選考時において次の項目のすべてを満たすこととする。

- (1)当連盟ならびに公益社団法人日本ライフル射撃協会会員であること。
- (2)健康上の問題がなく、射撃競技を行なう上で心身ともに適した状態であること。
- (3)国際パラ射撃連盟のクラス分けの基準に該当する障害があること。
- (4)選考会の時点で、実銃(エアライフル、ライフルおよびエアピストル)を所持してから原則として5年以内であること。ただし、ピストル選手は、選考会の時点でエアピストルの推薦を申請している者も含む。
- (5)IPCライセンス登録の意志があること。
- (6)20歳未満の者は親権者の承認が得られること。

4. 対象種目

パリ2024パラリンピック競技大会で実施される13種目

5. 申請手順

育成選手になろうとする者は、選手強化部会長に選考の評価対象となる競技会終了後1週間以内に申請書を提出しなければならない。

申請者は、選手強化部会が求めた場合、自身の健康、障害の状況、競技力等を証明する文書やデータを提出する義務を負う。証明に費用がかかる場合は申請者が負担する。

6. 指定手順

選手強化部会は提出された申請書と申請者の選考会での成績にもとづいて選考を行い、理事会において審議の上決定する。

7. 費用負担

合宿や競技会参加に要する費用は原則選手の自己負担とする。ただし、助成金により負担が軽減されることがある。

8. 基準点

別表1による。

※ただし、基準点を達成することのみによって育成選手になる資格を必ず得るものでない。

9. 育成選手の遵守事項

(1) 育成選手は、当連盟が定める諸規程および強化指定選手等行動規範等を遵守しなければならない。

(2) 練習状況の報告

10. 育成選手の取り消し

(1) 育成選手に医学的問題やクラス変更が生じた場合は、選手強化部会で審議の上、指定を取り消すことができる。

(2) 育成選手が第9項に定める遵守事項を守らなかった場合は、選手強化部会で審議の上、強化事業への参加および指定を取り消すことができる。

別表1

育成選手基準点

記号	種目	性別	クラス	基準点
R1	10m エアライフル立射 60 発	男子	SH1	554.9
R2	10m エアライフル立射 60 発	女子	SH1	554.9
R3	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH1	608.0
R4	10m エアライフル立射 60 発	混合	SH2	608.0
R5	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH2	608.0
R6	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH1	586.3
R7	50m ライフル 3×40	男子	SH1	1060
R8	50m ライフル 3×40	女子	SH1	1060
R9	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH2	586.3
P1	10m エアピストル 60 発	男子	SH1	510
P2	10m エアピストル 60 発	女子	SH1	510
P3	25m スポーツピストル 30+30	混合	SH1	540
P4	50m ピストル 60 発	混合	SH1	500
BP	ビームピストル 60 発	混合	SH1	510

以上